

事務連絡

令和2年9月17日

各研究機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)  
及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)

平素より弊機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊機構では、文部科学省における「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)について」、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年5月22日文部科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ)の決定を受けて、下記及び別紙1、2の通り、直接経費からの研究以外の業務の代行経費、及び、研究代表者(PI)の人件費の支出を可能とします。

#### 記

1. 直接経費から研究以外の業務<sup>1</sup>の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)  
適用開始時期: 令和2年9月以降順次適用  
対象事業: すべての JST 競争的研究費事業  
対象機関: 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関
2. 直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出導入  
適用開始時期: 令和2年9月以降順次適用  
対象事業: 令和2年度に実施される JST 競争的研究費事業のうち、創発的研究支援事業、  
及び、ムーンショット型研究開発事業を対象とする。  
対象機関: 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関  
※令和3年度以降に対象とする事業については、令和2年度中を目処に別途告知する。

詳細(要件等)は、バイアウト制については別紙1、PI 人件費の支出については別紙2をそれぞれご参照下さい。

以上

---

<sup>1</sup> なお「研究以外の業務」とは、講義等の教育活動やそれに付随する事務等を指す。「研究」には当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。

JST 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し  
(バイアウト制の導入) について

令和 2 年 9 月 17 日  
国立研究開発法人科学技術振興機構

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）について」（令和 2 年 5 月 22 日 文部科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）（以下「実施方針」という。）に基づき、以下の通り、科学技術振興機構（以下「JST」という。）の所管する事業において、直接経費から研究以外の業務の代行経費の支出を可能とする。

1. 対象事業及び適用開始時期

令和 2 年度に実施されるすべての JST 競争的研究費（競争的資金に限らず公募により配分される全ての研究費。以下同じ。）事業を対象に、令和 2 年 9 月以降、順次適用を開始する（継続研究課題含む）。

2. 対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象とする。

3. 支出可能となる経費

「実施方針」の定めるとおり、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI 本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行に係る経費（以下「代行経費」という。）の支出を可能とする。バイアウトの適用によって確保される時間（エフォート）は、バイアウトを実施した研究プロジェクトに対してのみ、適切に充当すること。

ただし、1 プロジェクトあたりの直接経費が平均年額 1500 万円を超えない JST 競争的研究費事業においては、プロジェクトにおける直接経費（平均年額）の 20%を目安に、各事業が支出上限を設定する。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

#### 4. 研究機関において実施すべき事項等

「実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては以下の事項を実施している必要がある。

- ・研究者の研究時間の確保という、バイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・PI が希望する業務の代行に関し、当該 PI との合意に基づき、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った代行要員の確保等により代行を実施すること。
- ・複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。
- ・直接経費により PI 人件費が支出される場合においては、特に適切なエフォート管理に留意すること。

また、各 JST 競争的研究費事業における適用開始時期、対象者の適用範囲、支出上限、実施計画及び報告への反映等については、順次、当該事業の HP 等を通じて告知するのでその指示に従うこと。対象事業において、当初計画になく期中に計画を見直してバイアウト経費の計上を研究者が希望する場合、支出可否の確認が必要となるため、費目間流用の範囲内であったとしても事前に当該事業へ確認すること。

以上

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

令和2年9月17日

国立研究開発法人科学技術振興機構

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年5月22日文科科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）（以下「実施方針」という。）に基づき、以下の通り、科学技術振興機構（以下「JST」という。）の所管する事業において、直接経費からの研究代表者の人件費支出を可能とする。

1. 対象事業及び適用開始時期

令和2年度に実施されるJST競争的研究費（競争的資金に限らず公募により配分される全ての研究費。以下同じ。）事業のうち、創発的研究支援事業、及び、ムーンショット型研究開発事業を対象に、令和2年9月以降、順次適用を開始する。

令和3年度以降に対象とする事業については、令和2年度中を目処に別途検討する。

2. 対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、原則としてJST競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象とする。

3. 支出額

「実施方針」の定めるとおり、PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

ただし、1プロジェクトあたりの直接経費が平均年額1500万円を超えないJST競争的研究費事業においては、プロジェクトにおける直接経費（平均年額）の10%を目安に、各事業が支出上限を設定する。

4. 支出の条件

「実施方針」の定める条件どおり、以下の全ての条件を満たす場合のみ直接経費からPIの人件費を支出することを可能とする。

- ① 直接経費にPIの人件費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること。

- ② PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

#### 5. 研究機関において実施すべき事項等

「実施方針」に定める内容どおり、各研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口届け出るとともに、財源の活用後には活用実績を報告すること。
- ・研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

また、各 JST 競争的研究費事業における適用開始時期、対象者の適用範囲、支出上限の設定、実施計画及び報告への反映等について、順次当該事業の HP 等を通じて告知するのでその指示に従うこと。対象事業において、当初計画になく期中に計画を見直して PI 人件費の計上を研究者が希望する場合、支出可否の確認が必要となるため、費目間流用の範囲内であったとしても事前に当該事業へ確認すること。

以上